豊見城市こども未来市民会議設置要項

(設置)

第1条 親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援体制を構築するため、次代を担う子どもとその家庭を社会全体で応援する気運を高め、市民及び関係団体等の参画と連携を促進することを目的に、豊見城市こども未来市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌)

- 第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 子育て支援体制構築に関する施策の調査研究に関すること。
 - (2) 子育て支援に関する情報収集及び提供に関すること。
 - (3) 市民の子育て支援の気運醸成や市民会議の普及啓発に関すること。
 - (4) その他、切れ目のない子育て支援体制を構築するため必要と認められる事項に関すること。

(構成)

- 第3条 市民会議は、市民会議委員及びこども・子育て応援団で構成する。
- 2 市民会議委員は10名以内で構成し、委員は知識並びに経験を有する者及び公募等により 子育て支援に関心のある者のうちから市長が選任する。
- 3 市民会議委員の任期は委員就任の日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 こども・子育て応援団は、市民会議の設置趣旨に賛同し、子育て支援を実施する市民及び企業等から市長が登録した者で、登録については別に定める。

(市民会議委員の役割)

第4条 市民会議委員は、市民会議において本市の子育て環境における現状の課題やそれを解決するための方向性及び子育て支援施策について専門的見地または市民視点に立った意見を述べる。

(こども・子育て応援団の役割)

- 第5条 こども・子育て応援団は、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する取組みを実施し子育てしやすい環境づくりを推進する。
- 2 こども・子育て応援団は、市民会議において本市の子育て環境における現状の課題やそれを解決するための方向性など子育て支援施策について意見を述べる。

(座長)

- 第6条 市民会議に、座長を置く。
- 2 座長は、市民会議委員の互選により選任する。
- 3 座長は、市民会議の事務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 市民会議は、必要に応じ座長が招集する。ただし、最初に開催される会議は市長が 招集する。
- 2 座長は、必要と認めたときは、市民会議以外の者に会議への出席を求め、その意見又は 説明を聴くことができる。
- 3 会議は原則として公開とする。
- 4 座長は必要に応じ市民会議委員による会議を開くことができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、福祉健康部こども応援課に置く。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要項は、令和2年7月8日から施行する。